

一般競争入札（総合評価落札方式）公告

一宮市契約告示第51号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び一宮市契約規則（昭和50年一宮市規則第16号）第35条の規定により公告する。

令和 8年 6月 26日

一宮市長 中野 正康

1 入札に付する事項

工事番号及び工事名	公建第29号 旧今伊勢分院解体その他工事(週休2日)
工事場所	一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原30番ほか
工期	契約日の翌日から 令和 11年 2月 28日まで
工事概要	設計書・図面等を参照すること。
予定価格(税抜)	金1,108,000,000円
調査基準価格(税抜)	有(事後公表)
失格基準価格(税抜)	有(事後公表)
建設リサイクル法	適用
入札等の方法	・本入札は、総合評価落札方式(特別簡易型)により行う。 ・あいち電子調達共同システム(CALS/EC)を使用すること。

2 入札に参加する共同企業体及び構成員に必要な資格及び条件

工事の種類	建築一式工事
総合評定値	別表1のとおり
地域要件	別表1のとおり
営業年数	3年以上
技術者	別表1のとおり
施工実績	別表1のとおり

3 入札参加手続き等に関する事項

参加申込期間	公告日の 9時 00分から 令和 8年 7月 16日(木) 17時 00分まで
設計図書の入手期間	公告日の 9時 00分から 令和 8年 7月 27日(月) 12時 00分まで
質問提出期限	令和 8年 7月 16日(木) 17時 00分
質問回答予定日時	令和 8年 7月 21日(火) 16時 00分以降
入札書提出期間	<b>令和 8年 7月 23日(木) 9時 00分から</b> <b>令和 8年 7月 27日(月) 12時 00分まで</b>
開札日時及び場所	令和 8年 7月 28日(火) 8時 40分 一宮市役所 総務部契約課
入札保証金の納付	免除
契約保証金の納付	契約金額500万円以上の工事が対象
前払金	契約金額300万円以上の工事が対象
部分払	有(3回) 令和8年度 1回 令和9年度 2回 令和10年度 無
連絡先、質問提出先及び契約条項(約款等)を示す場所	〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所 総務部契約課 工事契約グループ(本庁舎7階) (電話番号)0586-28-8631 (メールアドレス)keiyaku@city.ichinomiya.lg.jp
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細及び入札の無効に関する事項は、「一宮市 公告説明書(総合評価・JV)」及び「総合評価落札方式入札説明書」を確認すること。</li> <li>・本件は地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月31日条例第4号)第2条に該当する契約である。</li> <li>・支払い条件 (1)各会計年度における前払金の有無 令和8年度 有 令和9年度 有 令和10年度 有 (2)各会計年度の請負代金の支払限度額の割合 令和8年度 17% 令和9年度 42% 令和10年度 41% 各会計年度の請負代金額の支払限度額および出来高予定額は、契約書を作成するときまでに落札者へ通知する。</li> <li>・契約書作成要(紙契約の場合のみ)</li> <li>・契約予定日 令和8年10月26日</li> </ul>

## 旧今伊勢分院解体その他工事（週休 2 日）の一般競争入札における共同企業体が満たすべき条件

共同企業体の構成員数	2 者	
出資比率	最小限度 30%	
資格要件	代表構成員（1 者）	その他構成員（1 者）
建設業の種類に関する条件	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、総合評定値等、格付等級に関する条件	<p>公告日時点において、次の条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 令和 8・9 年度一宮市建設工事参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されている、契約を締結する営業所等（建設業法上の営業所）の所在地が一宮市内であること。</p> <p>(2) 名簿に記載されている、建築一式工事の総合評定値が 900 点以上であること。</p>	<p>公告日時点において、次の条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 令和 8・9 年度一宮市建設工事参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されている、契約を締結する営業所等が本店（建設業法上の主たる営業所）で、その所在地が一宮市内であること。</p> <p>(2) 名簿に記載されている、建築一式工事の総合評定値が 900 点以上であること。</p>
施工実績に関する条件	<p>平成 28 年度以降、官公庁等発注の建築一式工事の元請として、契約金額が 6100 万円以上で工事成績が 60 点以上の施工実績を有すること。又は、令和 3 年度以降、官公庁等発注の建築一式工事の一次下請として、契約金額が本工事の予定価格（消費税及び地方消費税を含む）の 10 分の 8 の額以上であり、かつ、当該成績に係る工事の工事成績が 60 点以上の施工実績を有すること。</p> <p>※ただし、共同企業体の構成員としての場合は、出資比率 30%以上のものに限る。</p>	<p>平成 28 年度以降、官公庁等発注の建築一式工事の元請として、契約金額が 6100 万円以上で工事成績が 60 点以上の施工実績があること。又は、令和 3 年度以降、官公庁等発注の建築一式工事の一次下請として、契約金額が本工事の予定価格（消費税及び地方消費税を含む）の 10 分の 8 の額以上であり、かつ、当該成績に係る工事の工事成績が 60 点以上の施工実績を有すること。</p> <p>※ただし、共同企業体の構成員としての場合は、出資比率 20%以上のものに限る。</p>
配置技術者に関する条件	次の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できること。	
	種類	<p>監理技術者</p> <p>監理技術者又は主任技術者</p>
	国家資格等	<p>建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有し、一級建築施工管理技士又は一級建築士である者。</p> <p>一級建築施工管理技士又は一級建築士を有する者。</p>
	工事経験等	<p>官公庁等発注の建築一式工事に係る監理技術者としての実績を有すること。</p> <p>建築一式工事に係る監理技術者又は主任技術者としての実績を有すること。</p>
その他	入札参加申込日以前に 3 か月以上継続して当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。	